

第2章 計画の基本的事項

1 役割と位置づけ

(1) 根拠法令等

①地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10（1998）年法律第117号）

第21条

第1項 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定

…**第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】**

第3項 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定

…**第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】**

②小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例

（平成26（2014）年条例第21号）

第7条 再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画の策定

…**第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】** 及び

第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】

③気候変動適応法（平成30（2018）年法律第50号）

第12条 地域気候変動適応計画の策定

…**第5章 気候変動適応策**

(2) 計画期間

令和4（2022）年度～令和12（2030）年度

（3年に1度、指標の達成状況等を管理するための評価を行うとともに、社会経済の動向等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを実施。）

(3) 目標年度及び二酸化炭素排出量に係る基準年度

長期目標年度 2050年度

中期目標年度 令和12（2030）年度

二酸化炭素排出量に係る基準年度 平成25（2013）年度

(4) 計画における対象分野

本計画は、気候変動対策の脱炭素化（緩和策）と適応策を対象とします。



出典：「地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン
(平成 28 年 (2016 年) 8 月)」環境省

(5) 法令や他計画等との関係

本計画は、前述の根拠法令等に基づく計画として策定するとともに、「第 6 次小田原市総合計画」や「第 3 次小田原市環境基本計画」におけるまちづくりの大きな方針と整合性を図り、気候変動対策分野の個別計画として位置付けます。

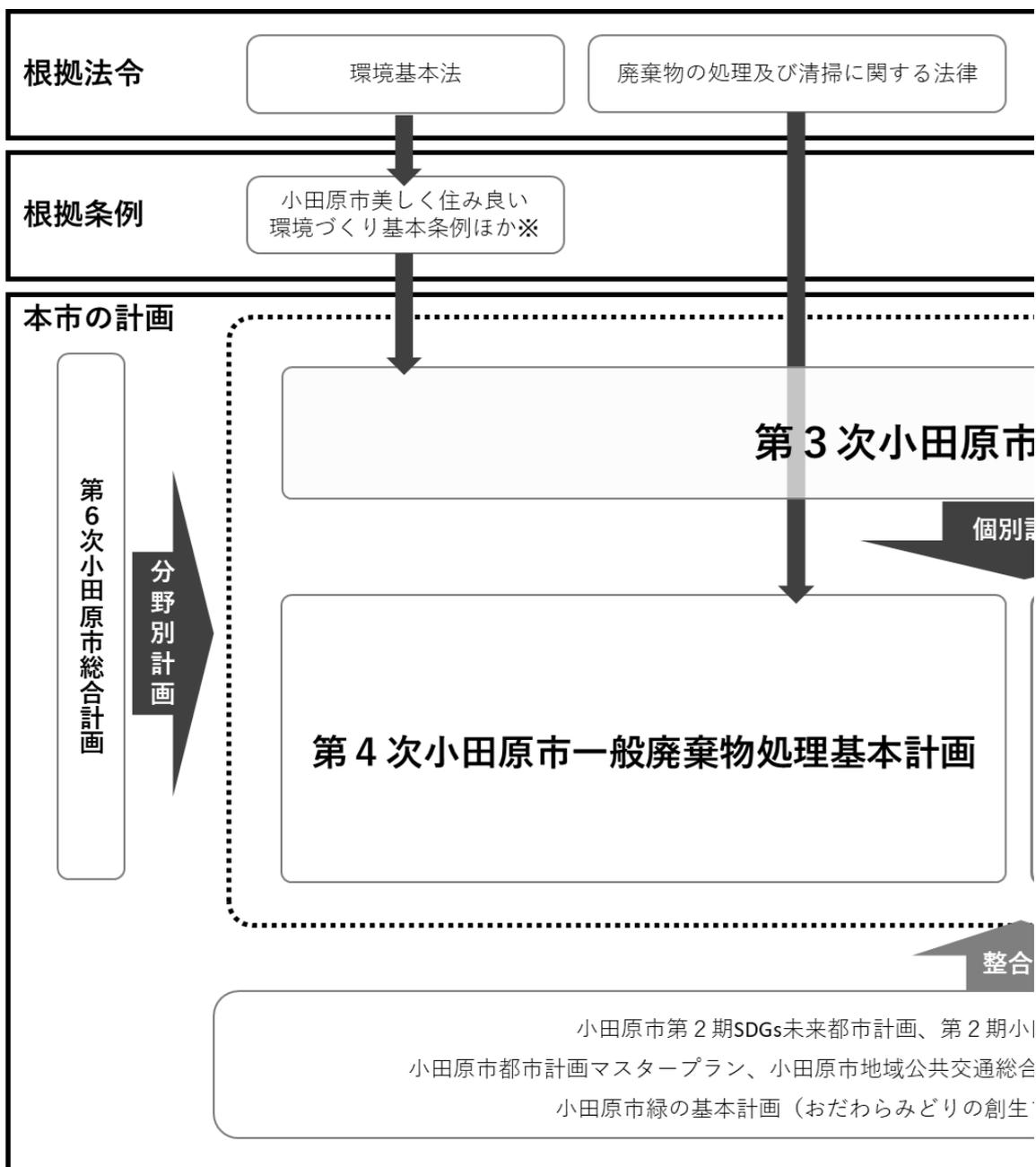
また、本市は「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、SDGs¹⁴の理念を踏まえた持続可能な地域社会の実現に向けて各分野における取組を推進しています。このことを踏まえ、本計画において施策体系を示す第 3 章から第 5 章では、SDGs の 17 目標のうち、該当する目標の番号を記載します。

区域における気候変動対策の実効性・効果を強化していくため、温室効果ガス排出の削減等に関係のあるまちづくりや交通施策等の各行政計画と施策や目的の調和を図り、連携して気候変動対策に取り組みます。

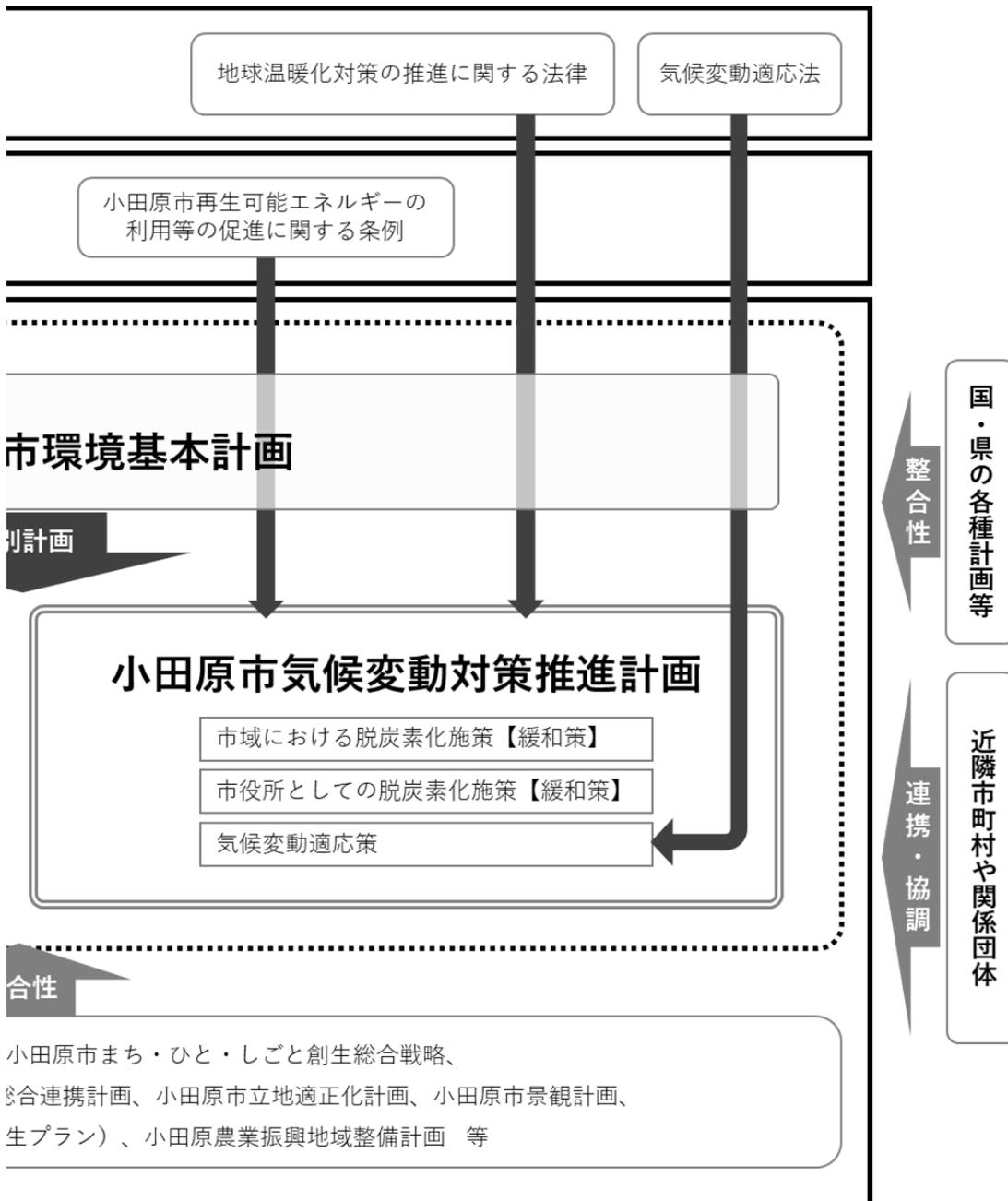
更に、国や神奈川県の種類計画とも整合性を図るとともに、近隣市町村や関係団体等とも連携・協調して気候変動対策を推進します。

¹⁴ SDGs : Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。国連に加盟する 193 の全ての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため 17 の目標を定め、2030 年までの達成を目指している。

法令や他計画等との関係



- ※その他の条例
- ・小田原市緑と生き物を守り育てる条例
 - ・小田原市豊かな地下水を守る条例
 - ・小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例
 - ・小田原市きれいなまちと良
 - ・小田原市廃棄物の減量化、



1. 良好な生活環境をつくる条例
 2. 資源化及び適正処理等に関する条例

2 小田原市域のエネルギー使用及び二酸化炭素排出の状況

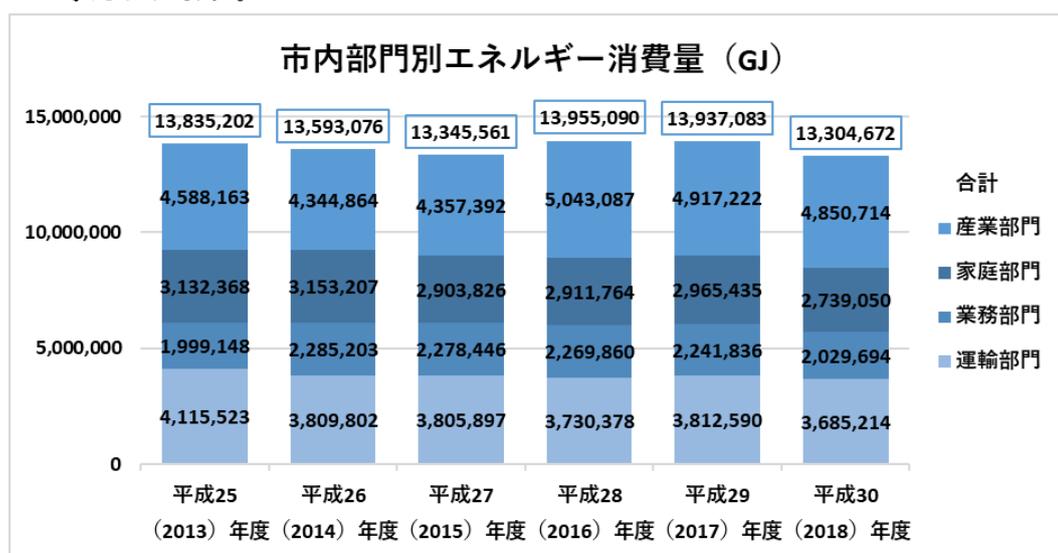
(1) 小田原市域のエネルギー使用の状況

①エネルギー消費量

生活や事業活動において消費される燃料の燃焼や供給された電気・熱の使用に伴って排出されるエネルギー起源の二酸化炭素は、排出量全体の大部分を占めます。市内のエネルギーの消費状況を部門別に見ると、直近のエネルギー消費量では、産業部門が最も多く、全体の4割近くを占めています。

主要な産業、業務、家庭部門のエネルギー消費量の推移を見ると、エネルギー消費量はほぼ横ばいですが、平成30(2018)年度の家庭部門におけるエネルギー消費量は2,739,050GJで、基準年である平成25(2013)年度の3,132,368GJと比較して約12.5%減少しており近年では最も少なくなっています。

核家族化が進む現在において世帯数は増加傾向にあり、一般的にはエネルギー消費の増加要因となるものの、省エネ技術の普及や、市民の行動変容・ライフスタイルの転換がエネルギー消費を抑え、家庭部門の削減につながっていることが考えられます。

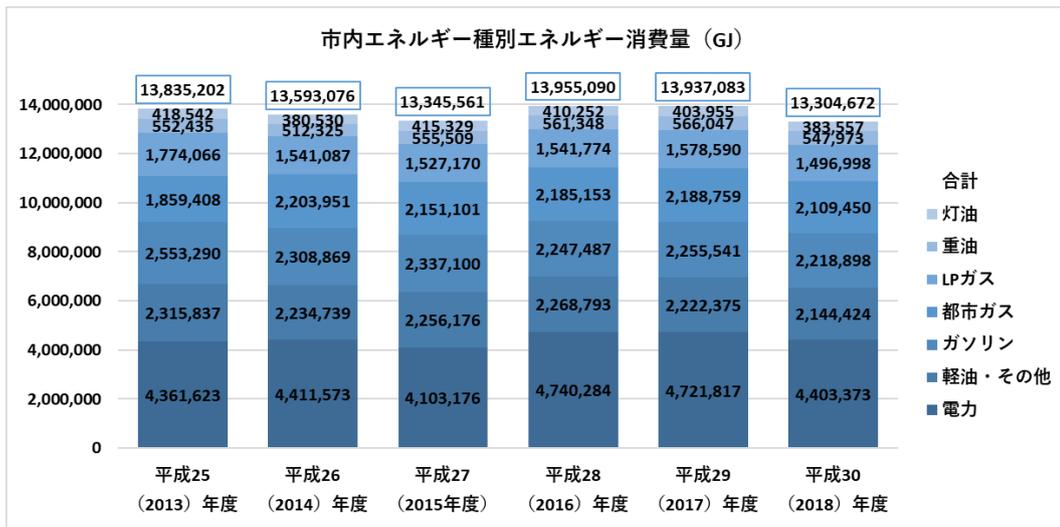


※産業部門は農林水産業などの第1次産業、製造業や建設業などの第2次産業を含む。

※業務部門は事務所ビル、スーパーマーケット、卸小売店、飲食店、学校、病院、公的機関を含む。

(産業・業務・家庭部門は、「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。運輸部門は国土交通省自動車燃料消費量調査、(一財)自動車検査登録情報協会自動車保有台数(過去の自動車保有台数)、小田原市統計要覧から算出)

消費されているエネルギーを種類ごとに見ると、平成30(2018)年度のエネルギー消費量は、多い順に電力、軽油、ガソリン、都市ガス、LPガス、重油、灯油となり、比率は基準年からほぼ変わらず推移しています。



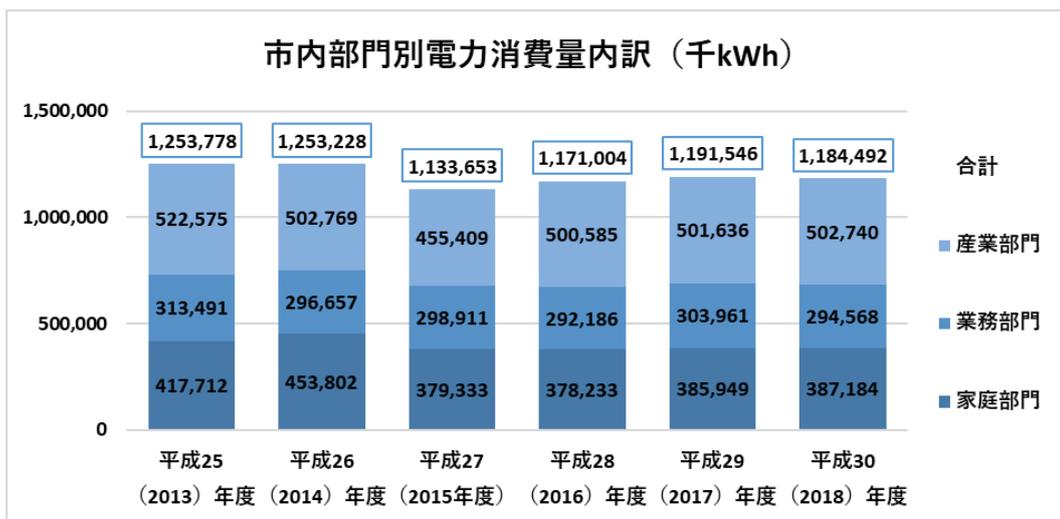
※産業部門は農林水産業などの第1次産業、製造業や建設業などの第2次産業を含む。

※業務部門は事務所ビル、スーパーマーケット、卸小売店、飲食店、学校、病院、公的機関を含む。

(産業・業務・家庭部門は、「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。運輸部門は国土交通省自動車燃料消費量調査、(一財)自動車検査登録情報協会自動車保有台数(過去の自動車保有台数)、小田原市統計要覧から算出)

②電力消費の状況

エネルギー消費量の最も大きな割合を占めるのが電力で、平成30(2018)年度は全体のエネルギー消費量13,304,673GJに対して電力は4,403,373GJと、約33%を占めています。部門別では、最も大きな割合を占めるのが産業部門で40%強、次いで家庭部門が30%強、業務部門が25%前後となっており、全体の電力消費量が増減した場合もこの比率はほぼ変わらず推移しています。



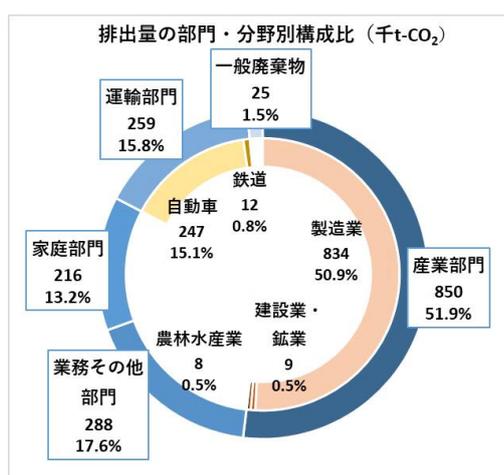
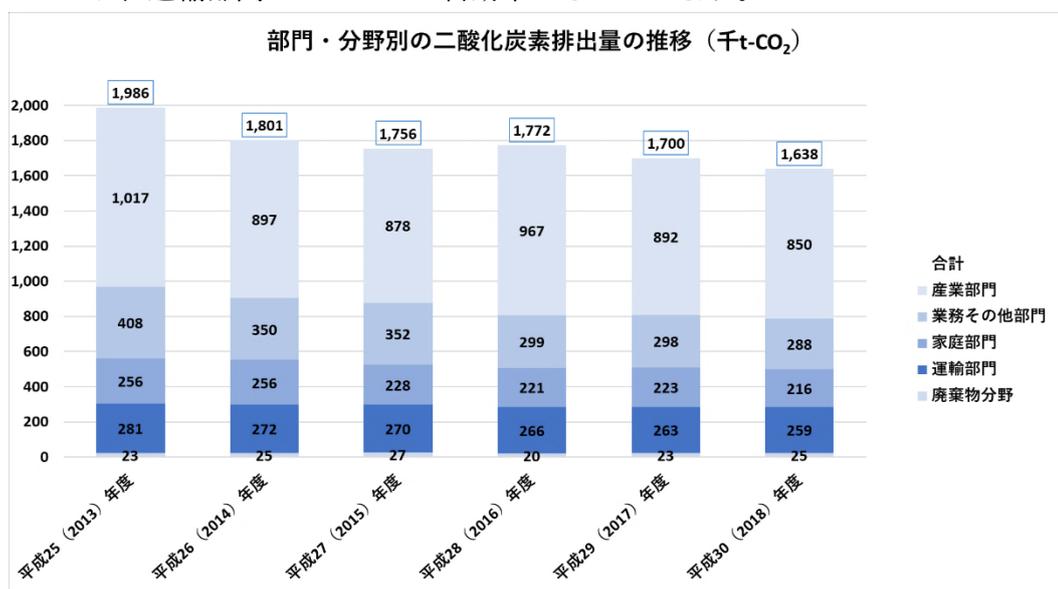
(「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。)

(2) 小田原市域の二酸化炭素排出の状況

本市のエネルギーの使用や廃棄物の焼却から発生する二酸化炭素の排出量の状況は、全体的な省エネ行動の定着化、電力の低炭素化に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少や、人口減少などによって減少傾向にあります。

部門・分野別の二酸化炭素排出量の構成比を見ると、本市の場合は産業部門が51.9%と約半分を占めています。次いで、業務その他部門17.6%、運輸部門15.8%、家庭部門13.2%となっており、廃棄物部門は1.5%と最も低い割合となっています。

また、排出量の部門・分野別構成比を見ると、産業部門のほとんどを製造業が占めており、運輸部門のほとんどは自動車となっています。



参考：環境省ホームページ『自治体排出量カルテ』（令和3年度時点情報取得）

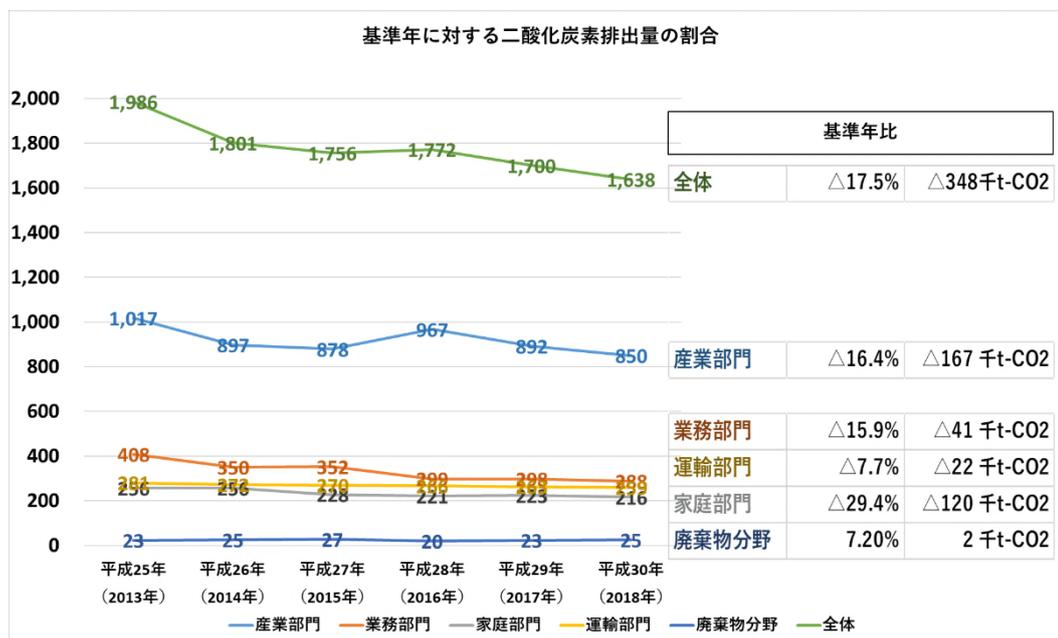
（「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」における標準的手法（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）による算出数値について、環境省が市区町村別に公表するもの）

全体の二酸化炭素排出量は基準年である平成 25（2013）年度の 1,986 千 t に対し、平成 30（2018）年の全体の排出量は 1,638 千 t と、348 千 t- CO₂削減され、17.5%の削減率となっています。

最も削減量が多いのは産業部門の 167 千 t- CO₂で削減率は 16.4%です。排出量全体に占める割合が最も高い部門であるため、削減量の貢献も大きくなっています。

削減割合が最も高いのは家庭部門の 29.4%で、家庭における様々な行動の成果がうかがえます。削減量は 120 千 t- CO₂と排出量全体に占める割合は低くなっていますが、市民の行動変容やライフスタイルの転換はその他の分野への波及効果が高いと考えられるため、引き続き取組が重要です。

唯一、排出量が増加しているのが廃棄物分野であり、排出量全体に占める割合が低い影響を小さく捉えがちですが、市域から発生する廃棄物起源の二酸化炭素は市役所の廃棄物処理に伴う事務・事業における二酸化炭素排出量としても算入され、大きな割合を占めます。廃棄物起源の二酸化炭素は燃せるごみに混入したプラスチック類を焼却することによって発生するため、市民・事業者と協働して燃せるごみの排出抑制と分別を徹底していく必要があります。



3 計画の目標

(1) 全体目標

長期目標

2050 年度の目標

**2050 年度までに、二酸化炭素排出量実質ゼロの脱炭素社会を実現し、
気候変動に対応した持続可能なまちをつくります。**

本市では、令和元（2019）年 11 月に「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を表明したこと、国の 2050 年カーボンニュートラル宣言、「地域脱炭素ロードマップ」に掲げられた今後 5 年間の集中的な脱炭素化への取組、神奈川県「かながわ脱炭素ビジョン」に掲げられた脱炭素社会実現のための目指すべき姿等を踏まえ、長期目標として、2050 年度の目標をこのとおり掲げます。

目指すべき 2050 年の長期目標の達成のため、バックカスティング¹⁵の考え方をもとに取組を進めることとし、次の 3 つの中期目標を設定します。これらの目標達成に向けた取組を着実に進めるとともに、社会的な動向や技術革新、気候変動対策に資する他分野の取組の進展などを見込み、中期目標の達成を目指します。

中期目標

2030 年度の目標

【脱炭素化】

2030 年度に、二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減

【再生可能エネルギー導入】

2030 年度に、市内の再生可能エネルギー導入量を 2019 年度の約 5 倍

【気候変動適応策】

2030 年度に、気候変動適応の認知度を 70%に向上

¹⁵ バックカスティング：目標を実現するための道筋を目標時点から現在に遡って描く手法のこと。

【脱炭素化】

国の「地球温暖化対策計画」において掲げられた目標（「2050年目標と統合的で野心的な目標として令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」）や、本市の二酸化炭素排出量の実績（平成30（2018）年度時点で基準年である平成25（2013）年比約17.5%削減）、更に、本市の産業構造や気候等といった自然的・社会的条件を踏まえ、令和12（2030）年度の目標を「二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比50%削減」とします。

【再生可能エネルギー導入】

これまで本市が全国に先駆けて取り組んできた公民連携によるエネルギーマネジメント事業の進展、地域の特性を生かして取り組む対策・施策の成果等を見据えるとともに、更なる再エネ導入の促進施策等の実施を見込み、令和12（2030）年度の目標を「2030年度に、市内の再生可能エネルギー導入量を2019年度（34千kW）の約5倍（150千kW）」とします。

【気候変動適応策】

気候変動への適応は、その緊急性や重要性を理解すること、それを常日頃から意識し、自らの生命や財産を守るための行動につなげていくことがまずは重要です。

既に各分野において取り組まれている市民の健康や安全、快適なまちづくりに資する事業等を着実に継続することで適応策としての効果を得ることとし、本計画ではそれらを適応策の視点に立って周知・意識啓発を行い、その認知度を高めることを目指します。

(2) 基本方針

長期目標及び中期目標を達成するための基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

**地球温暖化と社会課題の同時解決に向けて、
公民連携により脱炭素化に取り組みます。**

地球温暖化の状況はもはや猶予のない段階にきています。持続可能な社会の構築を目指すにあたり、地球温暖化は地域の活性化や人口減少といった地域の様々な社会課題の1つであり、脱炭素化はそれらを同時解決するための有効な手段です。

令和元(2019)年11月に表明した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」の達成や、令和2(2020)年10月の「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」¹⁶による取組などを一層加速させ、地域全体が地球温暖化問題に関心を持ち、行動に移し、一丸となって脱炭素社会の構築に取り組むことが不可欠です。

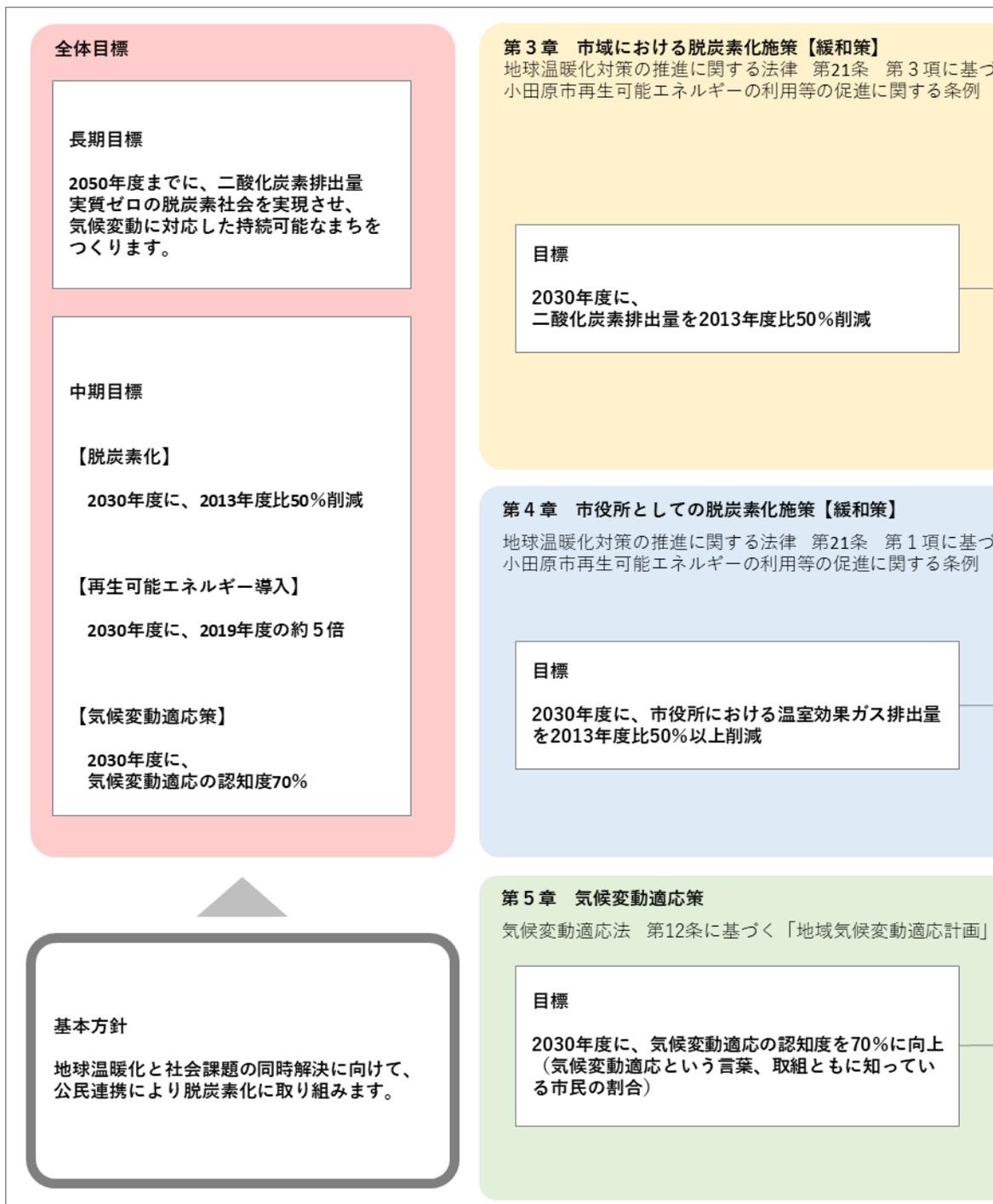
更に、今後、加速度的に再エネの導入が進む社会を見据え、地域全体でエネルギー需給を制御することで面的な全体最適化を行う新たな地域エネルギーマネジメントシステムを構築し、真にエネルギーの地産地消を実現することを目指して取り組みます。これに伴い使用の急増が見込まれる再エネ設備については、製造・使用・廃棄といったライフサイクル全体でカーボンニュートラルを実現することが重要であり、関係法令等に基づいて適切な環境配慮が講じられるよう周知等に努めます。

2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、脱炭素化を地域の活性化や成長戦略の1つと捉え、公民連携のもと、取り得る限りの緩和策や適応策を実施します。

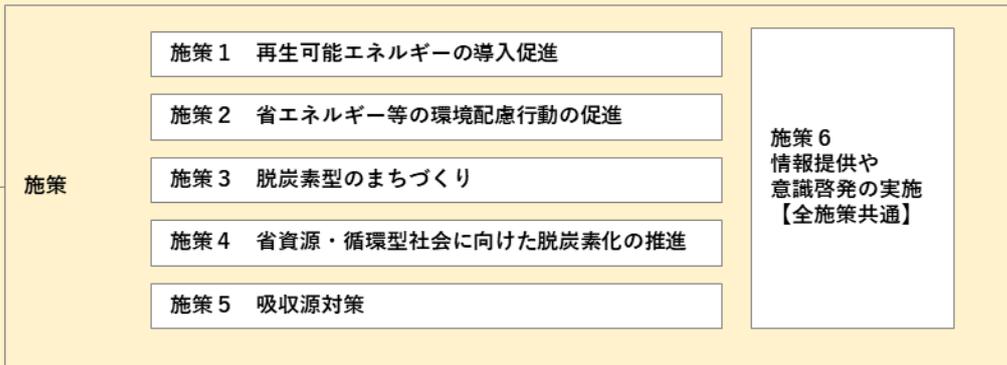
¹⁶ 「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」：令和2(2020)年10月27日に、小田原市、箱根町の両首長、両議会議員、両自治会組織、小田原箱根商工会議所の7団体が共同で宣言。本市は、平時から災害時を見据えた取組や再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域社会の実現、企業や次世代に向けたSDGsの普及啓発などを実施しており、官民連携をさらに加速させ、経済と環境の好循環をつくりだしていくこととしている。

4 計画の体系

本計画の目標や基本方針、根拠法令に即して、本計画の内容を次のとおりの体系に取りまとめました。



づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」



づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」
第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」

